

(設置)

**第1条** 二本松市財務規則（平成17年二本松市規則第36号）の規定に基づく入札参加者の資格の審査及び指名競争入札の参加者の選考等に適正かつ公平を期すため、二本松市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の事項を審査する。

- (1) 入札参加者の資格審査に関すること。
- (2) 1件の予定価格が1,000万円以上の工事及び1件の予定価格が300万円以上の業務委託の入札参加者の指名選考に関すること。
- (3) 1件の予定価格が200万円以上の物品調達、賃貸借、役務提供等の入札参加者の指名選考に関すること。
- (4) 入札参加者の資格停止に関すること。
- (5) その他入札及び契約に関すること。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、市民部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長及び教育部長を充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(会議)

**第4条** 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 会議は、委員の過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査事項の付議)

**第5条** 第2条の審査事項を委員会に付議するときは、審査事項を所管する部長が審査依頼書を委員長に提出しなければならない。

(幹事会)

**第6条** 委員会の要請に応じて必要な事項を調査検討するため、委員会に幹事を置く。

2 幹事は、秘書政策課長、財政課長、農業振興課長、土木課長、建築住宅課長及び上下水道課長を充てる。

3 幹事は、委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年告示第73号)

この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

附 則 (平成19年告示第35号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年告示第52号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年告示第44号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第13号)

#### 改正

平成23年3月30日告示第64号

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第64号)

この要綱は、平成23年3月30日から施行する。

附 則 (平成23年告示第78号)

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日告示第65号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月29日告示第12号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。